

被扶養者資格継続調査を行っています。

本組合では、現在被扶養者資格継続調査を行っています。

被扶養者の状況について扶養可能な状況が継続しているかを確認させていただいておりますので、必要書類の提出について期限までの提出にご協力をお願いいたします。

本年については特に仕送り要件が変更されていますので、別居の被扶養者をお持ちの方についてはご注意ください。

詳しくは、すこやか4月号の22ページをご覧ください。

こんな時共済組合への届け出が必要です。

組合員の皆さんの状況に変化があった時自動で情報の更新はされません。以下のようなときには共済組合への届け出が必要となりますので、状況に変化があった時には届け出を行ってください。

① 被扶養者の状況に変化があった時

被扶養者が就職したとき・収入が増えた時、本組合の扶養の要件を満たさなくなった時、本組合へ届け出が必要となりますので、必要書類の提出をお願いします。

② 住所変更があった時

引っ越し等により住所が変わった時には住所の変更手続きが必要となります。本組合からの送付物が届かなく可能性がありますことから、引っ越しをした際には必ず届け出をしてください。また、同居しているご家族が別居に変更となる際には扶養要件として、仕送りも必要となりますことから、ご注意ください。

③ 氏名に変更があった時

結婚等により氏名変更があった際には氏名変更の手続きがあります。組合員証・被扶養者証の変更が必要となりますことから、それまでお使いであった組合員証・被扶養者証を一旦返還してください。

